



社会保険労務士法人SOPHIA
 特定社会保険労務士・フィナンシャルプランナー 松田法子
 〒810-0074 福岡市中央区大手門3-1-1-5F
 TEL:092-725-6130 FAX:092-725-6131
 URL: www.sr-sophia.com
 ◆労働・社会保険関係事務・相談
 ◆人事・労務管理の相談 ◆就業規則等の作成・改訂
 ◆給与計算代行業務 ◆障害年金申請サポート 等

テレワークの実施状況は？～厚労省・LINE株式会社の調査より

新型コロナウイルス感染リスク防止の観点から急速に広まったテレワーク。騒動の中で急遽対応に迫られた職場も多いことでしょう。業態やこれまでの対応状況によっては実施が難しいところもありますし、その実施内容は職場によって大きく異なると思いますが、全国的な実施率はどのようになっているのでしょうか。

厚生労働省は、LINE株式会社と協力して、LINE株式会社の公式アカウントにおいて、サービス登録者に対して「新型コロナ対策のための全国調査」を3回にわたり実施し、その分析結果を発表しています(第1回:3月31日-4月1日、第2回:4月5日-6日、第3回:4月12日-13日実施)。

調査によると、オフィスワーク中心(事務・企画・開発など)の人におけるテレワークの実施率は、第3回調査時点で、全国平均で27%でした。緊急事態宣言前と比べて増加しているものの、政府目標の「オフィス出勤者の最低7割削減」には、この時点ではまだまだ届いていない状況です。

緊急事態宣言が最初に発令された7都府県だけで見ても、最も進んでいる東京都で52%、最も遅れている福岡県で20%と差があります。また、全国的には1割にも届いていない地域が多いようです。

本調査は4月中旬までの状況を示したものですので、その後、また状況は変わっていることが予想されます。実際に、これまでは「テレワークなんて無理だ・関係ない」と考えていた企業においても、この騒動の中で、どうにかテレワークを実施できないか、テレワーク下でも滞りなく業務を行えないかと試行錯誤しているところが多いのではないのでしょうか。

テレワークはコロナ対策だけに限るものではありません。育児・介護、様々な災害対応の面からも必要になってくるものです。テレワークの実施状況が今後の企業経営にも大きく影響してくることもなりかねませんので、これを機に自社でも真剣に検討していきたいところです。

多発シーズン到来！今年には特に「熱中症」への注意が必要です！

消防庁によると、昨年5月から9月に熱中症で病院に搬送された人の数は、全国で71,317人。熱中症の多発シーズンの到来です。備えはできていますか？

特に今年、全国的に気温が高くなるが見込まれる中、新型コロナウイルス対策に関連して、注意が必要です。具体的には、①マスクを着けていると体内に熱がこもりやすく、またのどの渇きも感じにくくなるため、知らないうちに脱水が進む、②外出自粛で暑熱馴化(体の機能が暑さに慣れて、汗をかいて体温を下げるなどの対処ができること)ができていない、といったことにより熱中症リスクが

高まっているとされています。

東京都内の企業のテレワーク導入率が62.7%となるなど、在宅で勤務する人も増えています。社屋や屋外での熱中症対策に取り組む企業は多いですが、実は熱中症の発症場所が一番多いのは「住宅」のため(2019年は熱中症搬送者の38.6%)、注意を要します。

医療や福祉の専門家で作る「教えて！『かくれ脱水』委員会」では、コロナ対策も踏まえて、熱中症予防のため、次の対策をとることを提言しています。

- ① 適切な水分補給と、必要に応じて水分や塩分の補給ができる準備をする。マスクをしているとのどの渇きに気づきにくくなるため、例年以上に、意識して水分補給をすることが大切。
- ② 人混みを避けた散歩や室内での軽い運動で、涼しいうちに汗をかき練習をし、暑さに体を慣れさせ、体温調整が機能するようにしておく。
- ③ 暑さ指数(WBGT)をチェックし、その日の行動方針にする。在宅勤務者に対してこのような情報を提供し、対策を意識づけていくことが必要です。

同委員会では、新型コロナウイルスへの対応でキャパシティを超えつつある医療機関に例年どおりの数の熱中症患者が搬送されたら、医療が機能しなくなるリスクがあると指摘しています。新型コロナウイルス対策の一環としても、今年には特に熱中症対策の徹底を心がけましょう。

業務中に新型コロナウイルス感染した場合の労災補償

厚生労働省は、各労働局に対し、労働者が業務中に新型コロナウイルスに感染した場合の労災補償に関する通達(以下「通達」という)を出し、相談があった際の対応について方針を示しました。

通達では、新型コロナウイルス感染症について、従来の業務中の事故や病気の場合の考え方と同様に、業務遂行性と業務起因性が認められた場合に労災保険給付の対象となるとしています。

しかし、この感染症は、感染経路が特定できない場合が多いことが大きな問題となっています。通達では、「患者の診療若しくは看護の業務又は介護の業務等に従事する医師、看護師、介護従事者等が新型コロナウイルスに感染した場合には、業務外で感染したことが明らかである場合を除き、原則として労災保険給付の対象となること。」とし、医療従事者や介護従事者以外の労働者についても、感染経路が特定できなくても「業務により感染した蓋然性が高く、業務に起因したものと認められるか否かを、個々の事案に即して適切に判断すること」と明記しています。

5月8日時点での新型コロナウイルスに関する労災請求件数は7件ですが、今後、事業主、労働者からの相談は増えると考えられます。また、医療従事者等からは早期の労災認定を求める声も強まっています。従業員が感染した場合の労災補償、請求手続き等については、所轄の労働基準監督署や社会保険労務士にご相談ください。

知得情報！ 助成金情報 ～第104回 両立支援等助成金～
 (新型コロナウイルス感染症に係る小学校等対応コース)

Q. どんな助成金なの？

A. 新型コロナウイルス感染症による小学校や学童の臨時休業に伴い、子供の世話をを行うため、あるいは感染したまたは感染したおそれのある子どもの世話をを行うために労働者に特別休暇を取得させた事業所に対して支給されます。

Q. 対象となる休暇とは？

A. いわゆる年次有給休暇とは別に休暇をあたえ、給与は全額支給している場合に、休暇を取得した日または時間(半日や時間単位)が対象となります。ただし、土日祝などで学校や学童がそもそも公休日である日については対象外となります。年次有給休暇として取得した日について、事後的に特別休暇として振替える場合は労働者の同意が必要です。

Q. いくらもらえるの？

A. 休暇を取得した日について、実際に支給した賃金につき100%支給されます。ただし、上限額は15,000円です(8,330円だった上限額が5月26日に変更されました)

Q. 雇用保険未加入のパートタイマーも対象になるの？

A. 申請書類は分かれますが対象となります。

Q. いつまでに申請するの？

A. 対象となる休業期間は令和2年9月30日までとなっており、できるだけまとめて1回で申請することとされています。添付書類には特別休暇を取得した労働者が必要事項を記入し、署名押印した有給休暇取得確認書が必要です。申請期限は令和2年12月28日までです。

6月の主な税務と労務手続き

- 1日 ・労働保険の年度更新手続の開始<令和2年度は8月31日まで> [労働基準監督署]
- 10日 ・源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- ・雇用保険被保険者資格取得届の提出 <前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]
- ・特例による住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 30日 ・個人の道府県民税・市町村民税の納付<第1期分> [郵便局または銀行]
- ・健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- ・健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- ・労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- ・外国人雇用状況報告(雇用保険の被保険者でない場合)<雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]

行列のできる人事労務相談所

妊娠中の女性労働者から新型コロナウイルス感染リスク対策を求められたら？

Q. 妊娠中のスタッフが「母性健康管理指導事項連絡カード」も持ってきました。これはどういう物で、どのように対応をしたら良いのでしょうか？

A. 新型コロナウイルスのワクチンは現在のところ開発されておらず、治療薬レムデシビルは、厚生労働省が発出した通達で妊婦に使用しないよう要請されています。また、アビガン®錠の患者向け資料では「妊娠中に服用することで胎児の奇形や流産・死産を起こす可能性があります」と、注意を促しています。

つまり、妊娠中の女性が感染した場合、他の人よりも治療方法が限定されてしまう可能性が高いことがわかります。

株式会社ベビーカレンダーが4月下旬に公表した妊娠中の女性労働者へのアンケート結果では、約4人に1人が通常どおり出勤していて、在宅勤務中や自宅待機(休業)中と答えた人たちより多くなっています。

出勤している理由は、「在宅勤務や時差出勤をしたいが、会社で認められていないため(在宅勤務が困難な職種も含む)」が41.1%、「休業または退職したいが、金銭面が不安なため」「休業または退職は考えておらず、産休まで仕事を続けたいため」が同率34.3%でした。

厚生労働省では、指針を改正し、医師等が作成した母性健康管理指導事項連絡カードを、女性労働者が事業主に提出した場合、必要な措置を講じるよう義務付けています。令和3年1月31日までの時限措置ですが、措置を講じない場合は企業名公表等の罰則が適用されます。

妊娠初期から産後の回復期までの体調に応じて、休業(入院加療、自宅療養)、勤務時間の短縮、負担の大きい作業・長時間の立作業・同一姿勢を強制される作業の制限または勤務時間の短縮等の措置を、どの程度の期間講じる必要があるか、医師等が指導内容を記載するもので、診断書の代わりとなるものです。

カードを提出されたが具体的にどうすればよいかわからないという場合、産業医や社会保険労務士等の専門家に相談することが有用と考えられます。提出を受けた場合には、個人情報の取扱い等も含めて相談するとよいでしょう。

編集後記

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和2年度の労働保険の年度更新(申告・納付)の期間が延長されます。

例年6月1日～7月10日までの40日の期間とされていましたが、6月1日～8月31日までの3月間の期間に延長されるということです。

なお、口座振替で納付されていた場合の納付日は9月7日から10月13日と、こちらについても変更となります。また、新型コロナウイルスの影響により、昨年同期より収入が2割以上減り納付が困難な場合は、新型コロナ特法により、1年間納付猶予となる制度がございます。この制度を利用される場合は、申告時に同時に申請する必要があります。利用をされる場合はご相談下さい。



松田 法子